

南木曾町空き家利活用推進補助金

～南木曾町空き家利活用推進補助金とは～

町内の空き家活用を推進するため、売買・賃貸契約が成立した空家内外の片付けや空家を改修する場合に、それに要する費用の一部を補助します。

南木曾町では、空家の所有者、利用者の方の負担を軽減することでより一層の空家の利活用を推進するために、「空き家利活用推進補助金交付要綱」を制定しました。

◆対象となる方

- ・空家の所有者
 - ・南木曾町に5年以上定住の意志がある空家の利用者
- ※ただし、空家の賃借または売買契約が成立した場合に限る。

◆対象となる事業

- ・空家の所有者が行う、建物内外の片付けや掃除
(補助率 10/10、上限 10 万円)
 - ・空家の利用者が行う、建物(空家)の修繕
(補助率 1/2、上限 50 万円)
- ※ただし、片付けおよび修繕の委託先は町内業者に限る。

◆補助金の取消・返還

- ～次に該当する場合、補助金を取消・返還する場合があります～
- ・申請書および実績報告書に、虚偽の事実が認められたとき
 - ・規定に違反したとき
 - ・事業完了後、空家への住民登録が行われなかったとき
 - ・利用者が、補助金を交付した日から5年経たずに、転出したとき

申請・交付の流れ

業者へ見積



申請書の提出



審査・交付決定



工事の実施



実績報告書・請求書の提出



審査・現地調査



補助金の交付

補助金の詳細・申請書等については

南木曾町役場もっと元気に戦略室までお問合せください!!

南木曾町役場 もっと元気に戦略室

TEL : 0264-57-2001 FAX : 0264-57-2270

Mail : genki-senryaku@town.nagiso.nagano.jp

お気軽に
ご相談ください!

